

令和3年度

# 市民税・県民税・国民健康保険税の 申告受け付けが始まります

●問い合わせ 市民税・県民税の申告・・・市民税課（本庁舎2階 ☎34-3232 ☎36-9345）  
所得税の確定申告・・・松本税務署（☎32-2790）※自動音声案内

## 3月15日(月)までに申告を

令和2年度の市民税・県民税の申告をした方には、  
1月下旬に申告書をお送りします。

感染症拡大防止のため、ご自身で申告書を作成できる方は郵送での提出にご協力ください。

### 【提出先】

〒390-8620

丸の内3番7号 松本市役所市民税課



新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止のため、次の点にご注意を

## 次の確定申告は松本税務署へ

- 青色申告
- 準確定申告  
(前年または今年に亡くなった方の申告)
- 令和元年分以前の申告
- 分離課税の申告  
(土地・建物の売買、株式の売買など)
- 損失・繰越損失の申告
- 住宅借入金等特別控除  
(住宅ローン控除) 等に関する申告
- 給与所得者の特定支出控除の特例を受ける申告

## 勤労者福祉センターへ会場を変更します

以下の期間中は、市役所本庁舎での申告受け付けは行いませんのでご注意ください。

また、勤労者福祉センターは駐車台数に限りがあります。できる限り、公共交通機関をご利用ください。

【会場】 松本市勤労者福祉センター 1階大会議室（中央4-7-26）

【開設期間】 2月16日(火)～3月15日(月) ※土日・祝日は除く

## 入場は午前8時30分以降に

検温等の感染症対策を実施するため、各会場とも午前8時30分より前は入場できません。（ふれあいパーク乗鞍、奈川文化センター夢の森は次ページに記載）

## 次に当てはまる方は入場できません

- 37.5度以上の発熱がある方（会場で検温を実施）
- 平熱を超える発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咳等の症状がある方
- 新型コロナウイルス感染症陽性となった方および陽性となった方との濃厚接触がある方
- 過去2週間以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある方

## 申告会場でのお願い

- マスクの着用、手指のアルコール消毒をお願いします。
- 感染症が発生した場合に、保健所が実施する調査等への協力が必要になるため、連絡先の確認にご協力をお願いします。



## 申告受付日程と会場

受付開始：午前8時30分\*  
申告時間：午前9時～午後3時（一部地域を除く）

地区名	日程(土日・祝日を除く)	申告会場	地区名	日程(土日・祝日を除く)	申告会場
本庁管内	2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後3時	松本市勤労者福祉センター	寿	2月10日(水)・12日(金)	寿出張所
			内田	2月4日(木)・5日(金)	内田出張所
島内	2月12日(金) 午前9時～正午	山田公民館 (山田町会のみ)	中山	2月12日(金)・15日(月)	中山出張所
	2月25日(木)・26日(金)	島内出張所	入山辺	2月19日(金)・22日(月)	入山辺出張所
島立	2月24日(水)・25日(木)	島立出張所	里山辺	3月10日(水)・11日(木)	里山辺出張所
新村	2月8日(月)・9日(火)	新村出張所	岡田	2月18日(木)・19日(金)	岡田出張所
和田	2月18日(木)・19日(金)	和田出張所	本郷	2月16日(火)・17日(水)	本郷支所
神林	2月1日(月)・2日(火)	神林出張所	四賀	2月8日(月)～10日(水)	四賀支所
今井	2月5日(金)・8日(月)	今井出張所	安曇	2月12日(金) 午前11時～午後3時	ふれあいパーク乗鞍
笹賀	2月3日(水)・4日(木)	笹賀出張所		2月22日(月)・24日(水)	安曇支所
芳川	2月9日(火)・10日(水)	芳川出張所	奈川	3月8日(月)・9日(火) 午前10時～午後3時	奈川文化センター 夢の森
寿台	3月9日(火)・10日(水)	寿台公民館	梓川	3月1日(月)～5日(金)	梓川支所
松原	3月10日(水)	寿台公民館	波田	2月1日(月)～5日(金)	波田支所

★ ふれあいパーク乗鞍と奈川文化センター夢の森は、申告開始の30分前から受け付けます。  
また、勤労者福祉センター以外の申告時間は、正午～午後1時を除きます。

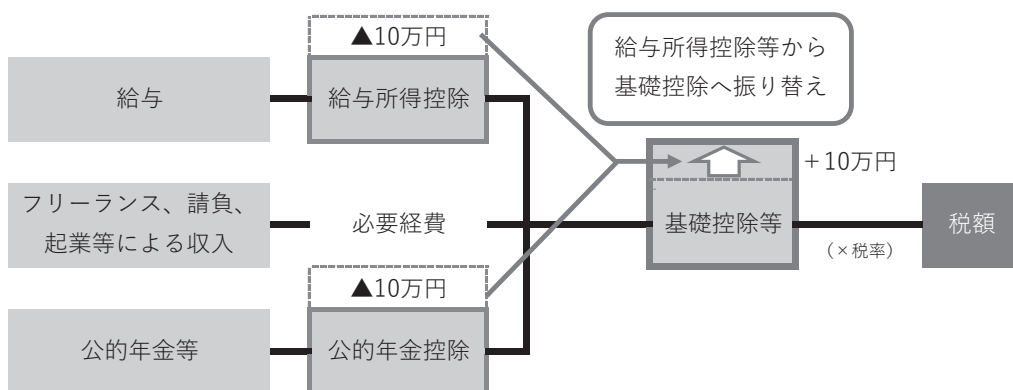
## 令和3年度 個人住民税(市民税・県民税)の主な改正点

- 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え
- 2 扶養控除等の所得要件および、家内労働者等の必要経費の特例
- 3 ひとり親控除の創設と寡婦・寡夫控除の見直し
- 4 非課税の所得範囲
- 5 所得金額調整控除の創設

### 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除額および公的年金等控除額を一律10万円引き下げ、全ての所得に適用される基礎控除額を10万円引き上げます。

なお、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、合計所得金額に応じて基礎控除額が段階的に下がり、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除が適用できないものとされます。



※給与所得と公的年金の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

▼詳細は、お問い合わせ  
いただくか、市ホームペ  
ージ(二次元コード)を  
ご覧ください。給与や公  
的年金等の収入に応じた  
控除額を、調  
べることで  
きます。



## 2 扶養控除等の所得要件および、家内労働者等の必要経費の特例

扶養控除等の合計所得金額要件なども見直されました。

改正後		改正前
同一生計配偶者、扶養親族	合計所得金額48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除	合計所得金額48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除	合計所得金額75万円以下	65万円以下
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費55万円まで	65万円以下

## 3 ひとり親控除の創設と寡婦・寡夫控除の見直し

「ひとり親控除」の制度が新設され、寡婦控除は対象範囲を縮小、寡夫控除は廃止されました。婚姻歴や性別にかかわらず控除が受けられることとなります。

なお、ひとり親控除、寡婦控除ともに、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外です。具体的には、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。

### (1) ひとり親控除【控除額30万円】

ひとり親とは、前年の12月31日の現況で、婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の①～②の要件全てに当てはまる方です。

- ① 生計を一にする子がいること（子の総所得金額等が48万円以下に限る）
- ② 本人の合計所得金額が500万円以下であること

### (2) 寡婦控除【控除額26万円】

寡婦とは、前年の12月31日の現況で「ひとり親」に該当せず、次の①～②のいずれかに当てはまる方です。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死の明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族の要件はありません）

## 4 非課税の所得範囲

非課税を判定する所得の範囲について、10万円が加算されます。

改正後		改正前
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の合計所得金額	135万円以下	125万円以下
所得割が非課税（総所得金額等）	35万円×人数(※1) + 10万円 + 32万円(※2) 以下	35万円×人数(※1) + 32万円(※2) 以下
均等割が非課税（合計所得金額）	31.5万円×人数(※1) + 10万円 + 18.9万円(※2) 以下	31.5万円×人数(※1) + 18.9万円(※2) 以下

※1 本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計数

※2 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算

## 5 所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除とは、一定の給与と所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。

### (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに当てはまる場合

- ① 本人が特別障害者に該当する方
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 10\%$$

### (2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円)}\} - 10\text{万円}$$